ハ　延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

ニ　経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　標準的手法を採用した場合　複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額

ロ　内部格付手法を採用した場合　信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

三　イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあっては、次に掲げる事項

イ　次に掲げる額の合計額

(1)　オン・バランス資産の額（貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関して貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）

(2)　デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びデリバティブ取引等について カレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

(3)　レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）の合計額をいう。）

(4)　オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

ロ　金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下ロ、ハ及びチにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

(1)　金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

(2)　金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニにおいて同じ。）の保有額

(3)　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

ヘ　単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第三十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第一項第七号において同じ。）

二　信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(1)　地域別

(2)　業種別又は取引相手の別

(3)　残存期間別

ハ　三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1)　地域別

(2)　業種別又は取引相手の別

ニ　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について、次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1)　地域別

(2)　業種別又は取引相手の別

ホ　業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ　標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第百七十七条第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告示第百二十三条、第百二十五条及び第百三十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト　内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十一条第三項及び第五項並びに第百六十五条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1)　事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのＰＤの推計値、ＬＧＤの推計値（先進的内部格付